

発議第 12 号

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書を次のとおり提出しようとする。

平成 26 年 9 月 25 日提出

提出者 伊賀市議会議員

赤堀 久実

嶋岡 壯吉

上田 宗久

岩田 佐俊

森岡 昭二

記

保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えています。

平成23年度文部科学白書は、「社会のセーフティネットとしての教育の重要性がますます高まっている」として、誰もが充実した教育を受けられるよう、子どもや保護者の経済的負担に対して社会全体で支えていくことの重要性を指摘しています。

一方、平成22年度における、一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は9.3%であり、経済協力開発機構（OECD）加盟国32カ国中31位となっています（OECD平均13.0%）。他方、日本のすべての教育支出に占める私費負担の割合は29.8%で、OECD平均の16.4%を大きく上回っています。

このような中、「公立高等学校授業料無償制」をはじめ、「奨学金の改善」「就労支援の充実」等の施策が進められてきました。平成24年には、高校生に対する奨学金事業について、低所得世帯や特定扶養控除見直しによる負担増に対応する制度改正が行われました。また、平成25年6月19日には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、国及び地方公共団体は「就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」とされました。

しかし、保護者の負担が十分に軽減されたわけではありません。就学援助を受ける子どもは年々増加を続け、平成24年度は全国で155万人（15.64%）となっています。三重県においても17,175人（11.29%）で、約8.9人に1人となっています。高等学校段階においては「奨学のための給付金」制度が創設されたものの、「公立高等学校授業料無償制」については所得制限が設けられました。また、入学料・教材費・部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題です。そのため、一層の支援策が求められています。

よって、国におかれては、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を、県におかれては、現行の奨学金制度の拡充を行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月25日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

三重県知事 宛